

# 『自問教育の会』規約

## 第1条（名称）

本会は、名称を『自問教育の会』とする

## 第2条（目的）

本会は、自問教育の研究と実践を通して、自問教育の普及を図り、民主教育の質的向上をめざすことを目的とする

## 第3条（活動）

本会は、目的達成のため次の活動を行う

- 1 自問教育の理論と実践の研究
- 2 自問教育の指導と助言
- 3 その他、目的達成に必要な活動

## 第4条（会員）

本会は、会の目的に賛同する個人によって構成する

## 第5条（役員）

本会は、次の役員・事務局をおく

会長 1名

理事 若干名

事務局長 1名

事務局員 若干名

## 第6条（運営）

本会は、年1回『自問教育の会』の研究発表を開催し、研究の実践交流をすすめる

## 第7条（会計）

本会の会費は、年3,000円とする

本会の会計は、会費と寄付金によってまかなう

## 第8条（付則）

本規約は、1992年8月30日より施行する

2007年8月 5日 一部改正